

○ 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例をここに公布する。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 過疎地域における課税免除（第7条—第11条）
- 第3章 離島振興対策実施地域における課税免除（第12条—第16条）
- 第4章 促進区域における課税免除（第17条・第18条）
- 第5章 認定半島産業振興促進計画区域における不均一課税（第19条—第22条）
- 第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第23条—第26条）
- 第7章 特定地方活力向上地域における不均一課税（第27条—第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、特定地域等（次条各号に掲げる地域及び区域をいう。第3条において同じ。）における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税について、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の特例を設けるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。
- (2) 離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (3) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。第4章において「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。
- (4) 認定半島産業振興促進計画区域 半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に掲げる区域をいう。
- (5) 原子力発電施設等立地地域 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (6) 特定地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画で道が作成したものに記載されている地方活力向上地域（同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいう。）をいう。

(課税免除等の対象者)

第3条 この条例による課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）は、特定地域等内において事業を営み、かつ、当該事業につき公害を防止するための適切な措置を講じている者であって規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）に対して行う。

(課税免除等の申請)

第4条 この条例の規定により課税免除等を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(課税免除等の取消し)

第5条 知事は、この条例の規定により課税免除等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除等を取り消すことができる。

- (1) 課税免除等の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税免除等を受けたとき。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 過疎地域における課税免除

(事業税の課税免除)

第7条 過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業（過疎法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該設備に係るものとして過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第2条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税を免除するものとする。

第8条 過疎地域内において、畜産業又は水産業を行う特定事業者（個人に限る。）でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、過疎法第2条第2項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「過疎地域公示の日」という。）の属する年以後の各年のその者のこれらの事業に係る所得金額に対して課する事業税を免除するものとする。

2 前項の規定による課税免除は、その者が事業税の課税免除を受けた最初の年度から5箇年度間に限り行うものとする。

(不動産取得税の課税免除)

第9条 過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（過疎地域公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

（道固定資産税の課税免除）

第10条 過疎地域内において、製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（過疎地域公示の日以後において取得したものに限る。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）を免除するものとする。

（課税免除の期限）

第11条 この章の規定による課税免除は、平成33年3月31日までに限って行うものとする。

第3章 離島振興対策実施地域における課税免除

（事業税の課税免除）

第12条 離島振興対策実施地域内において、次に掲げる事業の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第3条の定めるところにより計算した額に対して課する事業税を免除するものとする。

- (1) 製造の事業
- (2) 旅館業
- (3) 情報サービス業
- (4) 有線放送業
- (5) インターネット附随サービス業
- (6) 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前3号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析に係る業務
 - ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
 - イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務
- (7) 当該離島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主

に当該離島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

第13条 離島振興対策実施地域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う特定事業者（個人に限る。）でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、離島振興法第2条第2項の規定による国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の公示の日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「離島振興対策実施地域公示の日」という。）の属する年以後の各年のその者のこれらの事業に係る所得金額に対して課する事業税を免除するものとする。

2 前項の規定による課税免除は、その者が事業税の課税免除を受けた最初の年度から5箇年度間に限り行うものとする。

（不動産取得税の課税免除）

第14条 離島振興対策実施地域内において、第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（離島振興対策実施地域公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

（道固定資産税の課税免除）

第15条 離島振興対策実施地域内において、第12条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（離島振興対策実施地域公示の日以後において取得したものに限り。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限り。）を免除するものとする。

（課税免除の期限）

第16条 この章の規定による課税免除は、平成35年3月31日までに限って行うものとする。

第4章 促進区域における課税免除

（不動産取得税の課税免除）

第17条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。次条において「地域経済牽引事業促進省令」という。）第3条第1号に規定する期間内に、地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設（以下この章において「承認地域経済牽引事業用施設」という。）で規則で定めるものを促進区域内に設置した特定事業者（地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に限る。次条において同じ。）については、当該承認地域経済牽引事業用施設の用

に供する家屋（規則で定める部分に限る。）及びその敷地である土地の取得（地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税を免除するものとする。

（道固定資産税の課税免除）

第18条 地域経済牽引事業促進省令第3条第1号に規定する期間内に、承認地域経済牽引事業用施設で規則で定めるものを促進区域内に設置した特定事業者については、当該承認地域経済牽引事業用施設の用に供する構築物（地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日以後に取得したものに限り、かつ、規則で定める部分に限る。）に対して課する道固定資産税（当該構築物を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）を免除するものとする。

第5章 認定半島産業振興促進計画区域における不均一課税

（事業税の不均一課税）

第19条 認定半島産業振興促進計画区域内において、次に掲げる事業の用に供する施設又は設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該施設又は設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該施設又は設備に係るものとして半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第2条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

- (1) 製造の事業
- (2) 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ又はインターネット利用サポート業に係るものを行う業種をいう。）に属する事業
- (3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業
- (4) 当該半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項の規定により指定された地域をいう。以下この号において同じ。）において生産された農林水産物又は当該農林

水産物を原料若しくは材料として製造し、加工し、若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

(5) 旅館業

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

(不動産取得税の不均一課税)

第20条 認定半島産業振興促進計画区域内において、前条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（半島振興法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間（次条において「計画期間」という。）の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

(道固定資産税の不均一課税)

第21条 認定半島産業振興促進計画区域内において、第19条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（計画期間の初日以後において取得したものに限る。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

(不均一課税の期限)

第22条 この章の規定による不均一課税は、平成37年3月31日までに限って行うものとする。

第6章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税

(事業税の不均一課税)

第23条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増

設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第2条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

（不動産取得税の不均一課税）

第24条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

（道固定資産税の不均一課税）

第25条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後において取得したものに限る。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

（不均一課税の期限）

第26条 この章の規定による不均一課税は、平成33年3月31日までに限って行うものとする。

第7章 特定地方活力向上地域における不均一課税

(事業税の不均一課税)

第27条 特定地方活力向上地域内において、地域再生法第17条の2第3項の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までとする。次条及び第29条において同じ。）の間に、同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産で規則で定めるもの（以下この章において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した特定事業者（地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第1条に規定する公示日（次条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。）については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして同令第3条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

(不動産取得税の不均一課税)

第28条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した特定事業者（公示日から平成30年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者に限る。次条において同じ。）については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

(道固定資産税の不均一課税)

第29条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる特定事業者の区分及び同表の中欄に掲

げる年度の区分に応じ、当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

特定事業者の区分	不均一課税をすべき年度	割合
地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する特定事業者	第1年度	10分の1
	第2年度	4分の1
	第3年度	2分の1
地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する特定事業者	第1年度	10分の1
	第2年度	3分の1
	第3年度	3分の2

附 則

- この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条、第23条及び第27条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条及び第23条	又は第43条の2第1項第1号	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条
第27条	又は第43条の2第1項	及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条

注 平成31年10月1日から施行

- 北海道税条例等の一部を介せる条例（平成29年北海道条例第9号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条、第23条及び第27条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条	又は第43条の2第1項第1号	及び北海道税条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第9号）第2条の規定による改正前の北海道税条例附則第13条の規定により読み替えて適用される北海道税条例（第23条及び第27条において「読替え後の税条例」という。）第39条
第19条、第23条及び第27条	これらの規定	同条
第23条	又は第43条の2第1項第1号	及び読替え後の税条例第39条
第27条	又は第43条の2第1項	及び読替え後の税条例第39条

3 第20条、第24条又は第28条に規定する家屋の敷地である土地の取得で、その取得が北海道税条例附則第7条の3第1項に規定する期間に行われた場合における第20条、第24条及び第28条の規定の適用については、これらの規定中「第44条」とあるのは「第44条及び附則第7条の3第1項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。